川西市立東谷中学校

自転車通学等安全規則

１，はじめに
２，自転車通学を認める対象者について
３，通学に使用する自転車について
４，自転車による通学時の注意事項について
５，自転車での通学路等について
６，校内・駐輪場内での注意事項について
７，交通ルールについて
８，その他（保険など）について
９，附則

（別紙）通学路地図

１，はじめに

通学時の自転車利用にあたっては、生徒自身が自らの命を守るために交通ルールを身につけ、安全に運転する意識を持たなければなりません。

また、自転車は車両（軽車両）に該当し、法令（道路交通法や道路交通法施行規則等）の適用を受けることになるため、悪質な運転をした場合は、触法行為となり処罰される対象となることも、理解しておく必要があります。

従って、学校は生徒に対して自転車の安全運転について指導を行い、交通法規はもちろんのこと、本規則の内容を生徒自身が十分に理解した上で、通学時の自転車利用を許可することとします。

２，自転車通学を認める対象者について

①北陵小学校区在住で東谷中学校へ通学する生徒

②校区外の市認可地域クラブ（以下、地域クラブ）に平日放課後参加する生徒（校区外の活動場所に参加する日に限る）

３，通学に使用する自転車について

①通学用の自転車は、右図のようなタイプで、両立て（両脚）のスタンドと後部の荷台があるものを推奨します。



②電動アシスト付き自転車は使用可能とします。

③通学に利用する自転車には、学校が発行する「自転車鑑札シール」（許可シール）を自転車の所定の場所（後輪泥よけ）に貼ってください。

④利用する自転車は、防犯登録を行ってください。

４，自転車による通学時の注意事項について

①乗車時は常にヘルメットを着用し、あごひもはしっかりと締めてください。

②リュック以外の荷物は、カゴに入れるか荷台にくくりつけるなどして、安全に運転できるようにしてください。

③雨天時に自転車通学をおこなう場合は、傘を使用せずレインコート等を着用してください。

④万が一事故に遭った場合は、周辺の人に声をかけて、警察、在学校に連絡してください。

5，自転車での通学路等について

①通学時は、学校が指定する次の通学ルートを走行してください。（別紙参照）

②その他の道路は、できるだけ見通しがよい主要な道路を使用してください。

③学校が指定する乗車禁止区域では、必ず自転車から降りて手で押して進んでください。

④私有地を通らないでください。

特に注意が必要な通学路

[登校時]

(ア) 東谷小学校前の歩道から矢羽根型路面標示上に出る際は、進行方向（ミニストップ側）の信号が青であることを確認してください。

(イ) たぐちクリニックの交差点では、矢羽根型路面標示上を直進してください。

(ウ) その後、横断歩道を押し歩き、たぐちクリニック側に渡ってください。

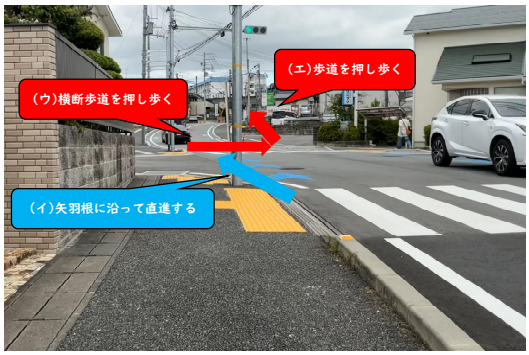
(エ) たぐちクリニックから三浦牧場までの上り坂は、必ず自転車を押し歩いてください。

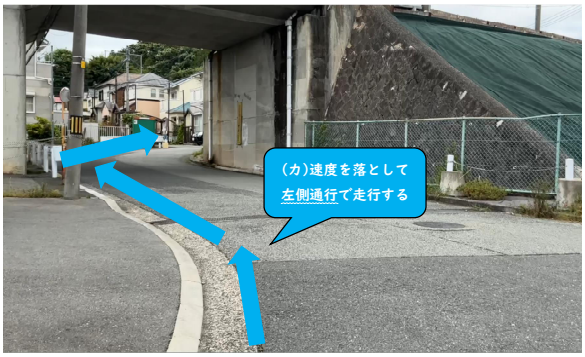
(オ) 三浦牧場の角を曲がった先から自転車に乗車して、左側通行で走行することができます。

(カ) 三浦牧場からテニスコートへ向かう途中の高架下は十分に速度を落として左側通行してください。

(キ) 線路沿いからテニスコート方向へ曲がる際は、指定された角を曲がってください。

(ク) テニスコートに突き当たる交差点では、必ず一旦停止をして安全を確認してから走行してください。





[下校時]

(ケ) 線路に突き当たる交差点では、必ず一旦停止をして安全を確認してから走行してください。

(コ) テニスコートから学校前の通りに出る交差点では、必ず一旦停止をして安全を確認してから走行してください。

(サ) ミニストップ側からセカンドストリート側に横断する場合は、ミニストップ側で一旦歩道に入り横断歩道上を渡ってください。

6，校内・駐輪場内での注意事項について

①駐輪場の使用方法や運用に関するルール等は、追ってお知らせします。

②学校敷地内や駐輪場内では、自転車から降車して手で押して進んでください。

③自転車は、決められたスペースに整然と並べて駐輪してください。

※学校敷地内では、教職員や地域クラブの指導者の方が運転する車が往来します。学校敷地内は狭く、大変危険ですので必ず自転車を押して移動してください。

④駐輪場内では必ず自転車に施錠し、倒れないようスタンドをしっかり立てて駐輪してください。

※怪我や天候等の理由で、当日自転車に乗って帰れない場合は必ず学校に連絡してください。

7，交通ルールについて

道路交通法などの法令で規定されている交通ルールは厳守してください。

主な自転車利用に関する交通ルールを次の通り示しますが、兵庫県警が作成する「自転車ルールハンドブック」等の内容を必ず確認するようにしてください。

①自転車の通行場所は、車道の左側、もしくは自転車通行可の歩道の車道側。

※正門前の歩道は自転車の乗車は禁止です。車道の矢羽根型路面標示に沿って左側を走行するか歩道で自転車を押し歩いてください。

②他の自転車との並進、二人乗り、傘差し運転等の片手運転、「～しながら」運転は禁止する。

③日没後はライトを点灯する。

④信号や標識を守り、交差点では安全の確認をする。
⑤いかなる場合も歩行者を優先する。
※横断歩道では、歩行者の通行を妨げる恐れがあるときは、乗車したまま渡ることはできず、自転車から降りて押し歩く必要があります。
⑥整備不良自転車は利用しない。(以下の事項に注意)
・ブレーキの点検・警音器(ベル)、反射板の備え付け・タイヤの空気圧の確認
・駐輪時の施錠
⑦その他、坂道や直線道路ではスピードを控えめにするなど、交通ルールだけでなくマナーを守った運転を心がける。

8，その他(保険など)について
①通学中の自転車事故も、日本スポーツ振興センターの保険適用対象です。
ただし、通学経路から著しく外れた場所での事故等は対象外となります。
②自転車損害賠償保険には必ず加入してください。
③危険運転や交通ルール違反、マナー違反が見られた場合、自転車通学の許可を取り下げる場合があります。

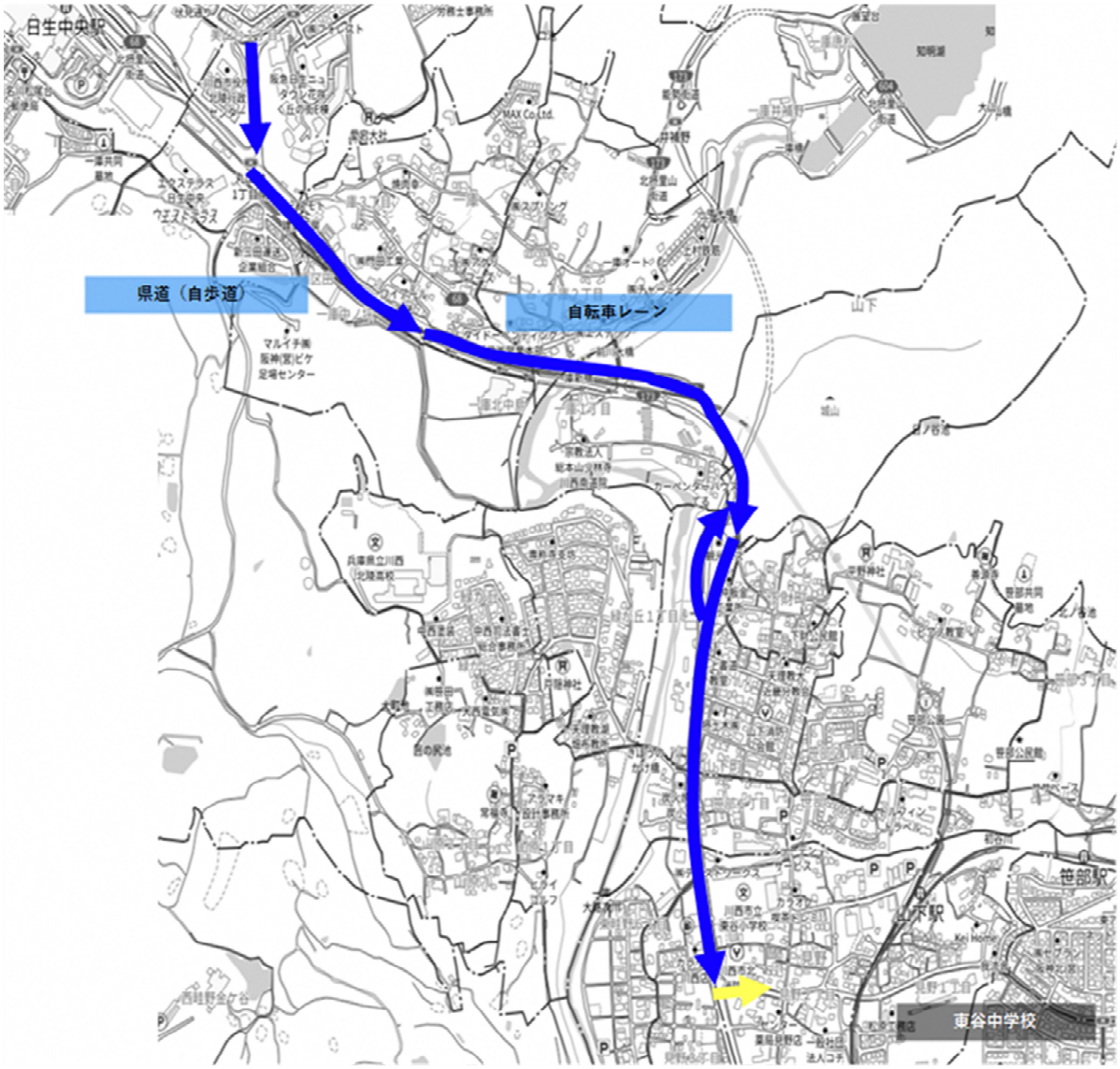
9， 附則
(1) 令和8年　4月1日　　策定
(2) 令和8年　8月26日　　改訂

（別紙）

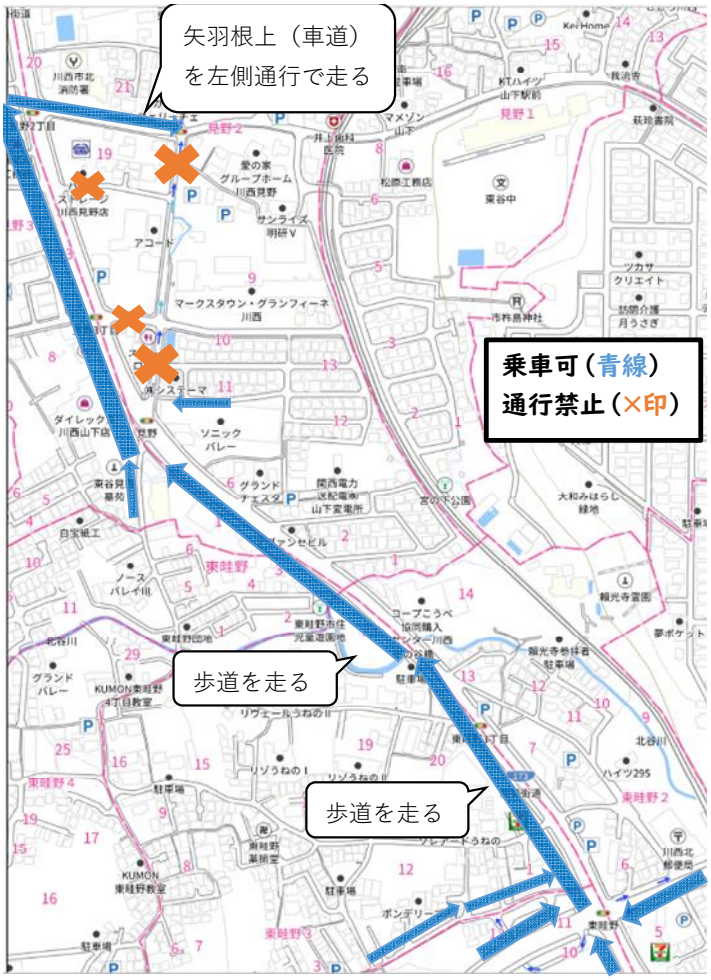
【通学路地図】

［Ｉ］登校時

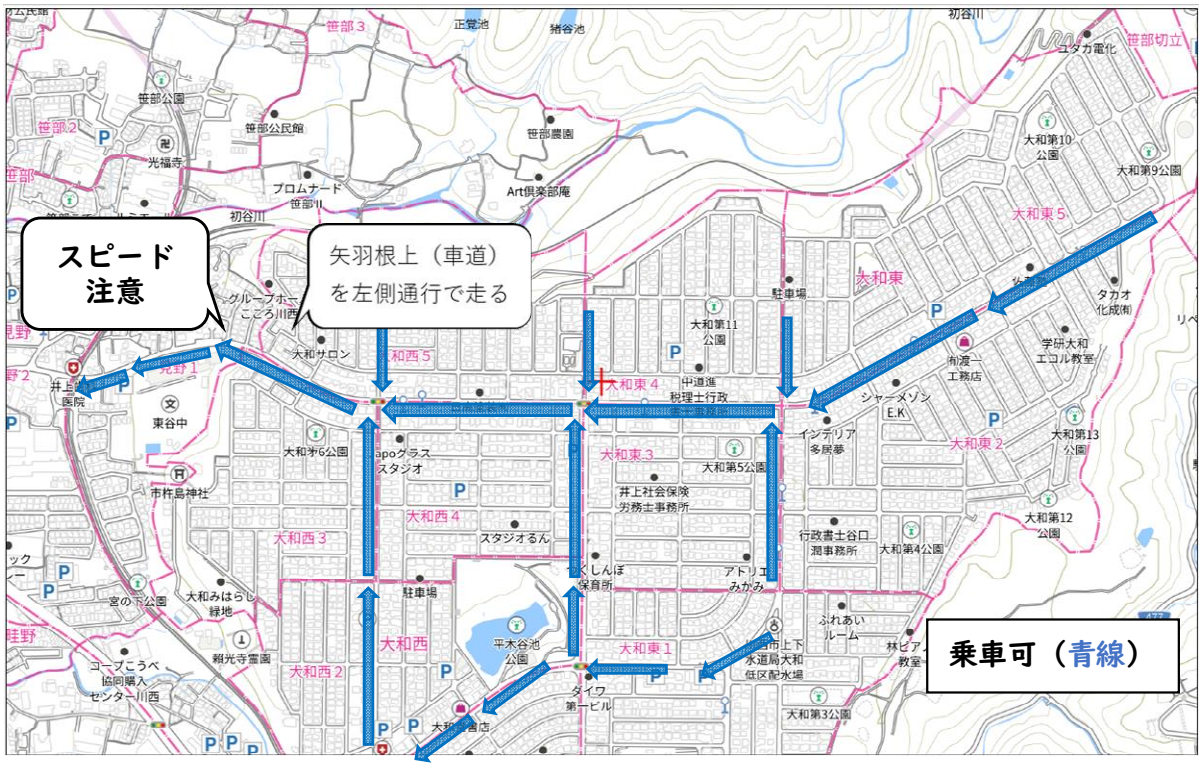
（Ｉ）北陵地区から東谷中学校まで



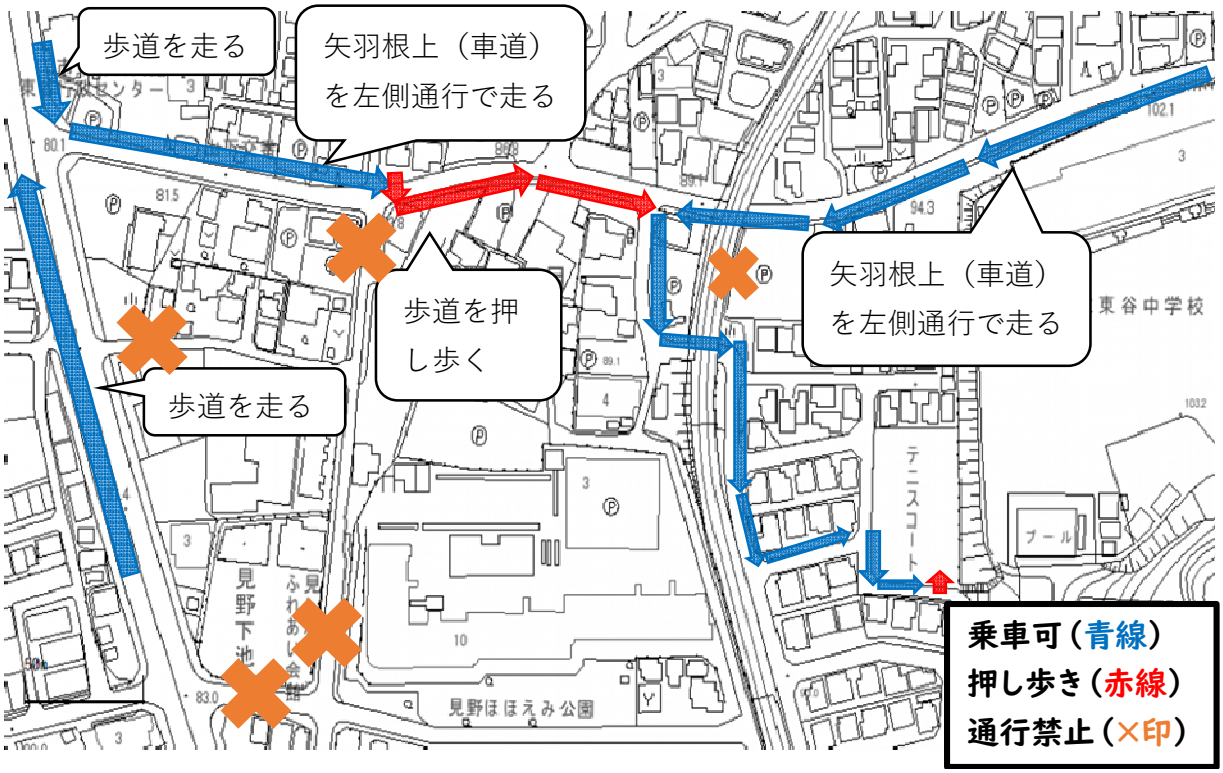
（２）畦野地区から東谷中学校まで



（３）大和地区から東谷中学校まで

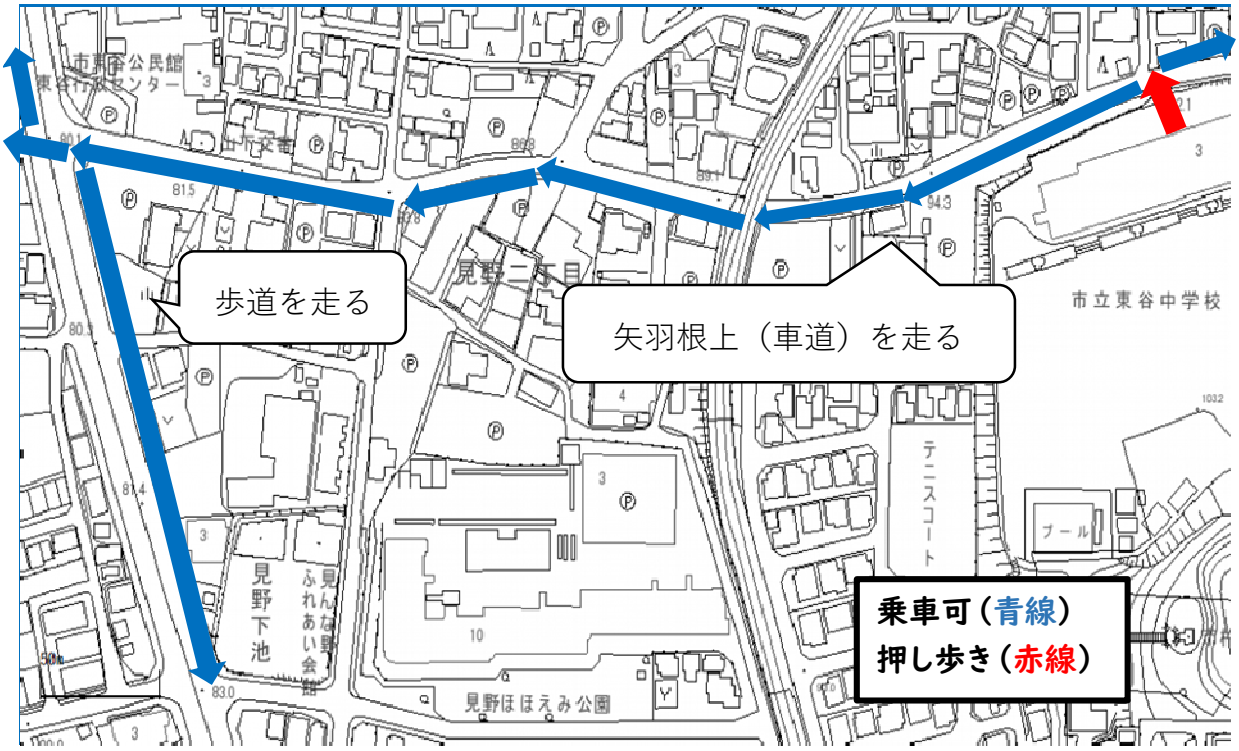


（４）東谷中学校付近からテニスコートまで



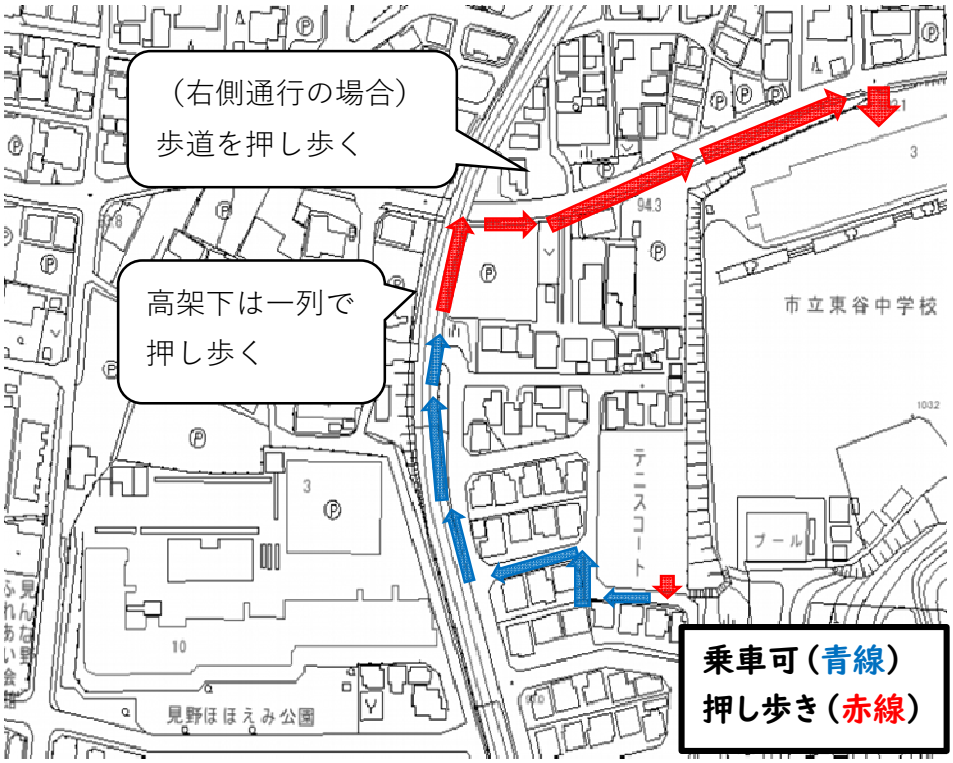
［２］放課後

（１）下校時　東谷中学校付近

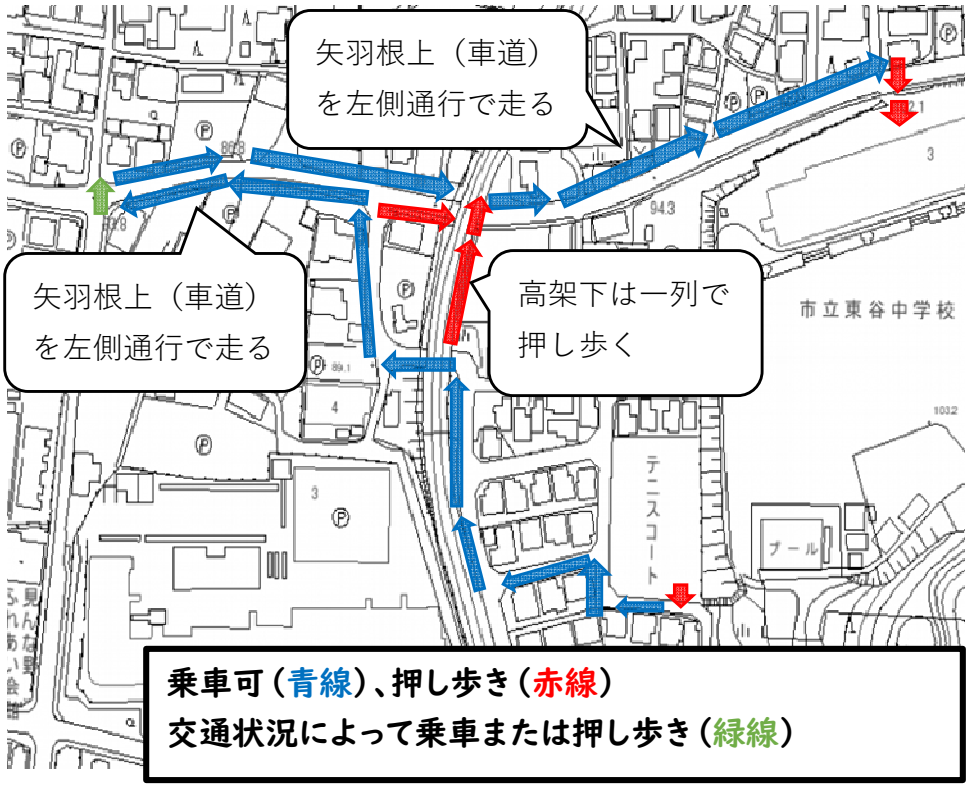


（２）学校敷地内に再駐輪する場合

①テニスコートから校門まで（パターン１：学校前の通りを右側通行する場合）

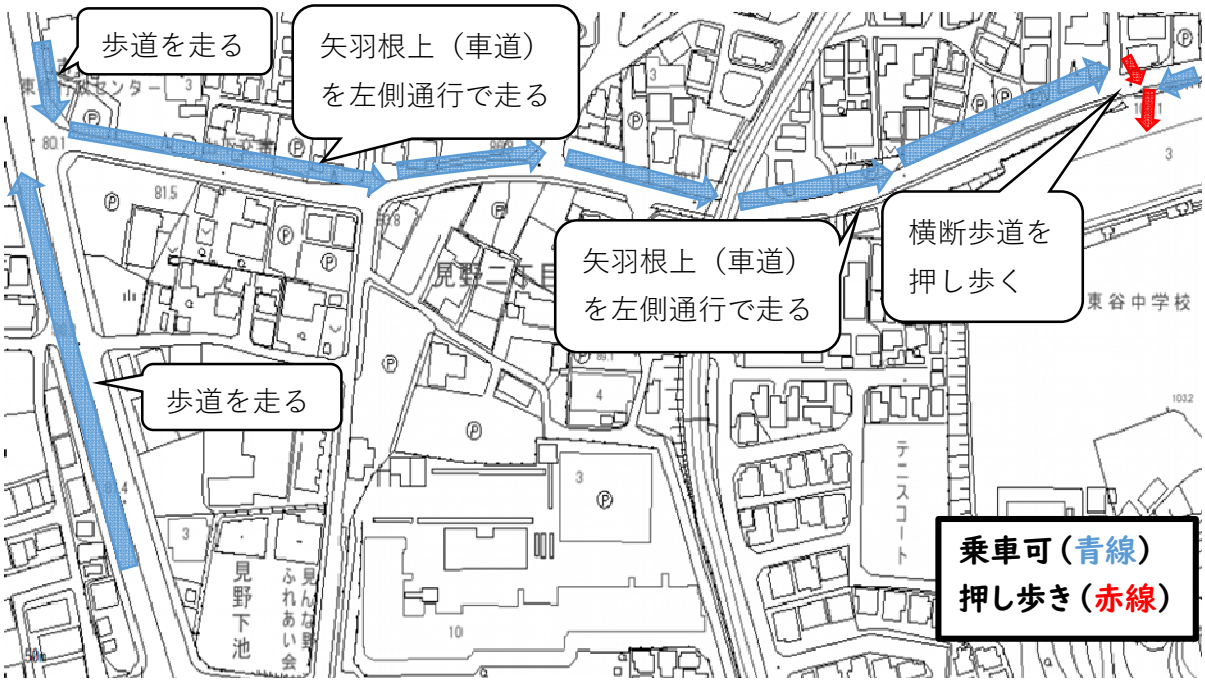


②テニスコートから校門まで（パターン２：学校前の通りを左側通行する場合）



［３］地域クラブの方が他校区から東谷中学校へ来る場合

（１）他校区から東谷中学校まで



（２）東谷中学校から他校区まで

